西川伸一著

『最高裁裁判官国民審査の実証的研究

306p. + "₩ 「もう一つの参政権」の復権をめざして』五月書房二○一二年一月、

藤原

一票』に対する最高裁の裁判官の姿勢を統治者である有裁判官の国民審査に際し、民主主義の基盤である『一人け設立趣意書冒頭には「一人一票実現国民会議は、最高市民団体「一人一票実現国民会議」の二〇一一年七月付市民団体「一人一票実現国民会議」の二〇一一年七月付市民団体「一人一票実現国民会議」の二〇一一年七月付市民団体「一県の格差」が最大二〇一一年三月三日、最高裁は「一票の格差」が最大二〇一一年三月三日、最高裁は「一票の格差」が最大

紹介する本書である。
紹介する本書である。
とある。このような趣旨で昨年はて発足いたしました」とある。このような趣旨で昨年はて発足いたしました」とある。このような趣旨で昨年はて発足いたしました」とある。このような趣旨で昨年は権者に広く伝えることを狙いとして、各界の賛同者を得

資料 料的な価値も高い。 の執行結果」や、 持つ。巻末には「基礎資料」として「国民審査全二一回 を手がかりとして』(五月書房、二〇一〇年)などを刊 気鋭の政治学者で、 査執行結果の主要な問題点を分析したものは、 過程から説き起こし、第一回から直近の第二一回国民審 これまでも散見できるが、本書のように審査制度の形成 一○○五年)、『裁判官幹部人事の研究 本書は第一章から第五章、 (A~F) によって構成される。最高裁裁判官国民 (以下国民審査と略記) 一貫して司法制度の問題点を摘出してきた経歴を 著者は明治大学政経学部で「国家論」を講じる 「国民審査公報の内容分析」など、資 先に『日本司法の逆説』(五月書房、 以下本書に沿って論点を整理しなが それに序章・終章及び基 の問題点を指摘する論考は、 「経歴的資源」 他に類を

るものであった。ところが直近の二一回国民審査では、側から適当なところまで×印(不信任)を投ずるとされ者が裁判官を個別に審査するのではなく、投票用紙の右される。通例指摘されてきたいわゆる順序効果は、有権「序章」では現行の国民審査制度の持つ問題点が指摘

ら概観しよう。

こに着目した著者は、 記述内容という客観的データである」(一九頁)として、 投票結果およびそのたびに発行される国民審査広報の 試みる。その際、主に依拠するのは国民審査全回次 行された国民審査の執行状況について、実証的な分析を ていく。これを確認した上で、今日まで全部で二一回 のか。本書では最初に、国民審査制度のルーツをさぐっ り、またどのような理由で現行の投票方式に落ち着い はどのような経緯で日本国憲法に規定されることにな とによって当該制度の問題点を指摘することを宣言す キャンペーンの結果、 主張する。 正確な事実を根拠に説得力のある議論を展開したい 民審査制度は世界的に珍しい制度である。いったいそれ る。その方法論的留意点は「そもそも、最高栽裁判官国 票の格差是正を訴える「一人一票実現国民会議」 これまでの国民審査を洗い出すこ 特定の判事に×印が集中した。 0

法に規定される過程を丹念に跡付ける。そのうち、問題現行憲法生成過程を踏まえながら、当該制度が日本国憲制度の概要・問題点、それに当該制度が成立する過程を第一章は「国民審査制度の成立過程」と題され、現行

た日本の制度設計の過程を当時の新聞各紙や諸政党の どの事例を紹介し、これらをモデルにしながら制定され 内藤著書を丁寧に渉猟していることが読み取れる。 するが、当該問題に特化した纏まった先行研究は内藤 れまで日本国憲法の成立過程の研究の蓄積は多く存在 機関紙などの多くの資料を参照しながら検証する。 任手続き、カリフォルニア州における裁判官州民審査な メリカの裁判官州民審査、ミズーリ州の裁判官任命 なければならない点、四、有権者への情報の不十分な点 選挙があれば、裁判官としての実績のないままに審査し 棄権ができない点、三、最高栽裁判官の任命直後に 一九九七~一九九八年) に著者は新憲法起草段階からの議論を検証しながら、 うな過程を経て出来上がったのかを検証する。そのため などを列挙する。こうした問題点を抱えた制度がどのよ 第二章では「国民審査全二一回の実証分析」と題され "終戦後の司法制度改革の経過』 (全四巻 程度のものであり、著者は 信山社、 この T 再

点として一、棄権の意思表示ができない点、二、個別的

どうかで、その人の投票行動が第三者に把握され ためには、終章で述べるように、 を踏まえた結果、著者は 改めて浮き彫りにされた。 ため、投票用紙を交付されたあと、記載所に向かったか 持っている」との主張が認められた結果であるとする。 協議会」が主張した「国民はこの審査を棄権する自由を 京の一部弁護士たちによって結成された「国民審査改革 これが改められたのは第三回からであり、 を「棄権する自由」が剥奪されていると著者は主張する とを明らかにする。こうしたケースでは国民審査のみ 付され、しかもそれらに同一の投票箱が用いられたこ 審査と総選挙の投票率が一致していることを指摘し、そ する。第一回国民審査(=第二四回総選挙)では、 問題点やトピックのあった回を取り上げ、それらを分析 下回っていることを明らかにする。そのうえ、特徴的な を摘出し、一貫して国民審査の投票率が総選挙のそれ の理由として総選挙と国民審査の投票用紙が同時に交 ったところから、「投票の秘密」をどう確保するのか しかしこの第三回では審査対象裁判官が一人であった 「投票の秘密を完全に確保する これに関するさまざまな議 〇×式投票方式など投 その契機は東 べてしま

移」および「国」それぞれの回の

「国民審査と総選挙の投票率のポイント差」回の「国民審査および総選挙の投票率の推

査を要求する。通常最高裁判事として国民審査を受けた と結論づける。 投票していることここにきわまれりである」(一〇一頁) 高裁全体についても明確な意識をもたずに、惰性的に を除けば「もはや有権者は個別の裁判官はもとより、 が多いほど、全般的罷免要求率は低下する」との仮説を 業績を残した David J.Danelski の「審査対象裁判官の数 を参照しながら、国民審査の計量分析についての先駆的 され、それらのタイムラグの問題をあげる。 選挙期日の公示日または告示日の翌日から可能である 点も指摘する。同制度によれば、総選挙の期日前投票は 票者が必ず鉛筆をもつ投票方式を改める必要があろう」 効果の有効性を主張しながら、しかし第九回の国民審査 しもその仮説は該当しないことを実証する。むしろ順序 まででは、 検証する。 は国民審査第一回から第二一回までの罷免要求の推 八六頁)と結論する。さらに著者は二〇〇三年一二月 日から開始された期日前投票制度の施行に伴う問 国民審査の期日前投票は、審査期日の七日前からと 彼の仮説は該当するが、第八回以降では必ず 結果 Danelski が分析した第一回から第七 さらに著者は最高裁長官に対する国民審 さらに著者 口 移

を受けるべきことを各種の法令をもって主張する。査を受けることはない。著者は最高裁長官としての審査あと、長官に昇進するのであり、事実上長官としての審

合の結成によって終焉を迎えると同時に、 念に調査分析する。 も例外ではなくこの時期を「司法の危機」の時代と呼ぶ 守陣営が激しく対立する時代であった。 期六○年代後半から七○年代は一般的に革新陣営と保 求が高かったことを証明する。この第九回が行われる時 このことによってこの二名が順序効果を破 挙げて両者の「罪状」(一一一~一一二頁)を記載した。 るが、とりわけ第九回国民審査では特定の二名の実名を や『赤旗』では被審査者全員に×をつけることを推奨す 運動の結果であったことが明らかにされる。『社会新報』 られることを指摘したが、その理由が革新諸団体や党の 九回国民審査ではこれまでの順序効果に特異な点が見 在野の市民運動、各種政党の動向、 著者は、この間の国民審査に関する各種 の罷免要求運動が分析されている。 組織的罷免要求運動の消長」と題する第三章では、 しかし一九八九年一一月総評が、 それに労働団体など 先の二章でふれた第 団体の 司法界に って、罷免要 連合機関紙 動向を丹 において

中心とした組織的罷免要求運動は終焉した」(一三九頁)記事は一切掲載されなくなり、「革新政党、労働組合を『WEEKLY れんごう』には国民審査の投票方針に関する

と断じる

間で争われた米軍用地をめぐる代理署名訴訟で、沖縄県 異性を指摘しながら、多くの資料を駆使して分析を加え 特性を検出し、 となって高い罷免率となったことを明らかにする。さら の敗訴などが重なり司法不信を招いたことなどが理由 沖縄米兵少女暴行事件や、当時の村山首相と大田知事の 国民審査投票率の極端な低さが、全般的罷免要求率を押 が、それには二つの理由があるという。一つは沖縄県の と題され、一九七二年五月に 者はすでに先駆的な投票行動を示してきた」と結論づけ に著者は沖縄県の各市町村別の罷免率をあげて、地域 る。とりわけ第一七回国民審査では、その前年に起きた し上げる構造的要因、他の一つは沖縄固有の事情をあげ 第四章では「『本土』とは異質な沖縄県の国民審査 そして本章では、 概して沖縄では全般的罷免要求率が高いのである 地域別の事情を考察し、「沖縄県の 沖縄復帰以前の第一回から第八回 「本土」復帰した沖縄の特 有権

ペーンが罷免要求率を左右するのであって、一般的国民証する。これらの結果、一定の組織が取り組んだキャンげて、これも日本炭鉱労働組合の影響であったことを実北海道をも取り上げ、道内地域別の罷免要求率を取り上までの都道府県別の全般的罷免要求率が最も高かったまでの都道府県別の全般的罷免要求率が最も高かった

審査への意識は低調であることを証明する。

ば、これの解決策は「最高裁裁判官の任命年齢を六○ 年池田内閣に設置された憲法調査会では、「国民審査会 民審査は憲法を改正して廃止したい」と述べ、 は、これまでの公報の記載制限の経緯を示すにとどまる づける。さらに国民審査公報の記述内容の変遷につい での議論は盛んにはならないと指摘する。著者によれ する実例などを示し、これでは憲法問題をめぐる最高 が短く次回総選挙との関係から国民審査を経ずに退 本章では、最高裁判事任命時期が遅いために、在任期間 論部分である。 前後にまで引き下げる以外にない」(一六四頁)と結 本書での著者の主張が明確に表出されている章である。 「多人数審査と国民審査公報」と題された第五章は、 終章「国民審査をどうすべきか」は言わば本書の結 九五八年五月当時の首相岸信介は 九六四 官

官の任命過程をオープンにして、最高裁判官について国見直し論がしきりに唱えられたという。しかし著者は国見直し論がしきりに唱えられたという。しかし著者は国見直し論がしきりに唱えられたという。しかし著者は国見でし、「憲法に規定された現行制度を前提にそれをいかにし、「憲法に規定されたとう。しかし著者は国見でし論がした。ことを改善し、実質化するかを検討する」(一八一頁)ことを改善し、実質化するかを検討する」(一八一頁)ことを改善し、実質化するかを検討する」(一八一頁)ことを改善し、実質化するかを検討する」(一八一頁)ことを改善し、実質化するかを検討する」(一八一頁)ことを表表が表示がある。こと、最高裁判官について国見での報告書にも「国民審査制度は適切ではないとし、こでの報告書にも「国民審査制度は適切ではないとし、こ

きな意味を持つことにもなろう。 民の司法参加が喧伝される昨今、本書の刊行は非常に大民の司法参加が喧伝される昨今、本書の刊行は非常に大「もうひとつの参政権」(傍点―引用者)なのである。国示されたように、最高裁裁判官の国民審査はまさしく

を解決するにはどのような手法があるのかを実証的、か骸化は叫ばれて久しいが、どこに問題があるのか、それぬ関心がうかがえる好著である。従来国民審査制度の形判官幹部人事の研究』を含めて、司法制度への並々ならない。「実証的研究」と銘打った本書は、著者の前著『裁て国民審査制度を集中的に取り上げた著書は類例を見て国民審査制度を集中的に取り上げた著書は類例を見

つ体系的に論じられていると言えよう。サブタイトルに

する。

民の知る権利を充実させること(一八四頁)などを主張